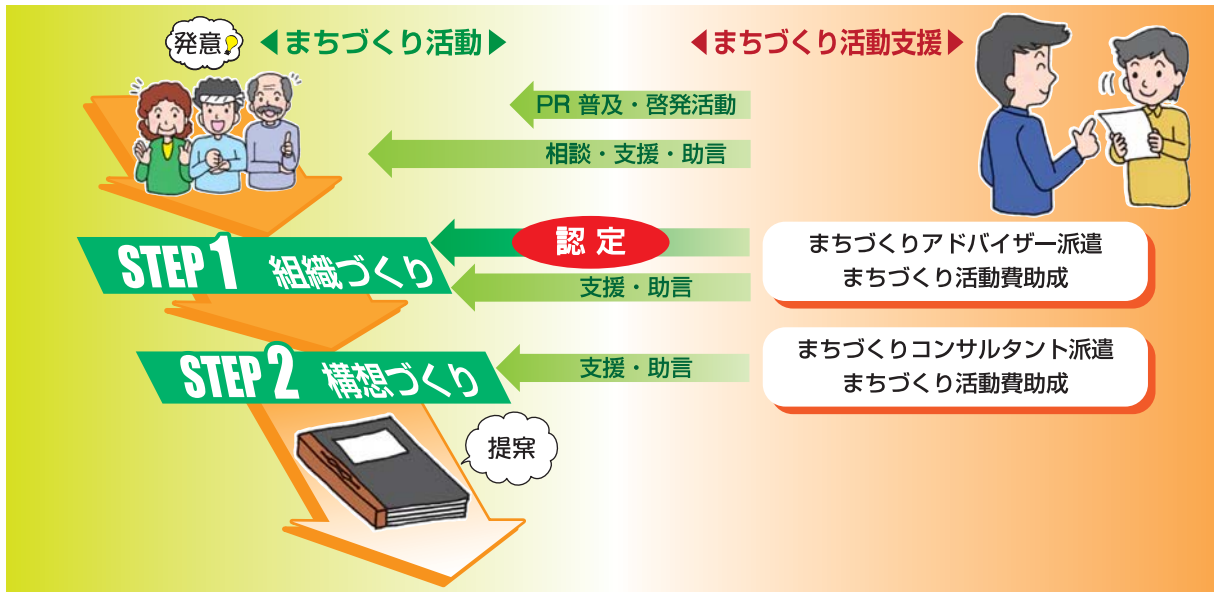


大阪市まちづくり活動支援制度

地域の実情に応じた住みよいまちづくりを市民と市が協力して推進するため、住民等による自発的なまちづくり活動*を支援し、自立し継続した活動が行えることができる団体を育てます。

まちづくり整備手法や制度などの適用がはっきりしていないまちづくりの初期段階で、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてのまちづくり活動を行う団体（まちづくり推進団体）に対して、専門家の派遣や活動費の助成を行います。



*まちづくり活動とは、自発的に地域の特性を十分に活かした身近な地域におけるまちづくりの基本構想・事業手法等を調査研究し、住民の意見を反映し、快適性・安全性・利便性のある住みよいまちをめざして、自らの土地、建物等の利用改善を含むまちの整備・改善及び保全等に係るまちづくり構想の策定を目的としているもの。

1. 大阪市まちづくり活動支援制度の流れ

この制度は、区役所を相談・申請の窓口として、都市計画局をはじめ関係各局が連携して支援を行います。

